

塩谷町告示第 59 号

塩谷町に住民登録している下記の者について、住民基本台帳法第 34 条第 2 項の規定による調査の結果、居住していないことを確認したため、同法第 8 条及び同法施行令第 12 条第 1 項の規定により、住民票を令和 6 年 2 月 29 日に消除したので、同条第 4 項後段の規定により公示する。

令和 6 年 3 月 26 日

塩谷町長 見形 和久

記

職権で消除した者

住所	氏名	備考
塩谷町大字玉生 1939 番地 14 NKハイツ 203	PHAN DUC CHUNG	

以上